表の6の項中「を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉」を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に生産され、又は輸入された牛由来の原料を原料として生産された普通肥料（牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料を除く。）については、当該普通肥料の生産業者又は輸入業者は、この告示の施行の日前においても、この告示による改正後の昭和五十九年農林水産省告示第七百一号の表の6の項の規定の例により、当該普通肥料の表示事項を表示することができる。

○農林水産省告示第千百五十号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第四条第一号に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十八号（肥料取締法施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月一日　農林水産大臣　林　芳正

「肉骨粉、蒸製てい角骨粉」を「肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉」に改め、「蒸製骨粉」の下に「、蒸製皮革粉」を加える。

○農林水産省告示第千百五十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十二条の二第一項の規定に基づき、特殊肥料の品質表示基準（平成十二年八月三十一日農林水産省告示第千百六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月一日　農林水産大臣　林　芳正

第2の1の(2)中「特殊肥料」を「肥料」に、「たい肥」を「堆肥」に改める。

第2の1の(7)のイ中「明記して次に掲げる例により」を削り、同ウ中「及び昭和25年6月20日農林省告示第284号（特殊肥料等の指定）の一の(イ)若しくは(ロ)又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の四の(1)若しくは(2)の表に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、その旨を明記して次に掲げる例により」を「については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を」に改め、同ウに次のように加える。

(ア)　牛由来の原料を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

(イ)　牛由来の原料を含む場合

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

第2の1の(7)のエ中「明記して次に掲げる例により」を削り、同エを同オとし、同ウの次に次のように加える。

エ　昭和25年6月20日農林省告示第177号（肥料取締法に基づき特殊肥料等を指定する件）の一の(イ)若しくは(ロ)又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）四の(1)若しくは(2)の表に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、その旨を記載すること。

第2の1の(7)に次のように加える。

カ　生産に当たって肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号）第1条第1号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載すること。

キ　アからカまでの記載は、次の表に掲げる例により記載すること。

第2の1の(7)の表中「、蒸製骨粉」を「、肉骨粉」に改め、同表の備考の2中「動物由来たん白質」を「牛由来たん白質」に、「使用して」を「使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで」に改め、同3中「蒸製骨粉」を「肉骨粉」に、「せき柱等」を「脊柱等」に改め、同表の備考に次のように加える。

5　牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5％使用したものである。

別表中「たい肥」を「堆肥」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に生産され、又は輸入された牛由来の原料を原料として生産された特殊肥料については、当該特殊肥料の生産業者又は輸入業者は、この告示の施行の日前においても、この告示による改正後の特殊肥料の品質表示基準の第2の1の(7)のウ(イ)に係る部分に限る。）の規定の例により、当該特殊肥料の表示事項を表示することができる。

○国土交通省告示第八百七十七号

住宅リフォーム事業者団体登録規程を次のように定める。

平成二十六年九月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

住宅リフォーム事業者団体登録規程

（目的）

第一条　この規程は、住宅リフォーム事業者団体の登録に関し必要な事項を定めることにより、住宅リフォーム事業者団体を通じて住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、住宅居住者等に対する情報提供等を行い、併せて、住宅リフォーム事業の健全な発達及び住宅居住者等が安心して住宅リフォームを行うことができる環境の整備を図り、もって住宅居住者等の利益の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において「住宅リフォーム事業者」とは、住宅リフォーム工事を行う事業者であって、住宅リフォーム工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接住宅リフォーム工事を請け負う者をいう。

2　この規程において「住宅リフォーム事業者団体」とは、住宅リフォーム事業に関する調査、研究その他の住宅リフォーム事業の健全な発達を図るための活動を行う一般社団法人若しくは中小企業等協同組合又はこれらの法人に準ずる団体のうち住宅リフォーム事業者がその主たる社員、組合員若しくは会員又はこれらの者に準ずるもの（以下「社員等」という。）であるものをいう。

3　この規程において「住宅居住者等」とは、住宅リフォーム工事が行われた住宅に居住をし、若しくはしようとする者又は住宅リフォーム工事の注文をし、若しくはしようとする者をいう。

（登録）

第三条　住宅リフォーム事業者団体は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える住宅リフォーム事業者団体登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

2　前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間（以下「登録の有効期間」という。）の経過によって、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第四条　前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　名称（略称を用いている場合には、名称及びその略称）

二　設立年月日

三　法人の設立について認可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称

四　事務所の所在地